



2022年2月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 才 口  
代表者名 代表取締役社長 川田 篤  
(コード番号: 3983 東証第一部)  
問合せ先 専 務 取 締 役 日野 靖久  
ヨーポレート本部長  
(TEL. 03-5724-7001)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の第24期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能の一層の強化を図り、執行と監督機能の分離を志向するとともに、取締役会の業務執行決定権限を業務執行取締役に委譲することが可能となり、取締役会における経営戦略等の議論を一層充実させることで、当社の持続的な企業価値の向上を実現することを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条但し書きに規定する改定規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

- (3) その他、一部表現の修正及び上記規定の追加及び削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2022年3月25日

定款変更の効力発生日（予定） 2022年3月25日

以上

(別紙)

(下線が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>第1章 <u>総則</u></p> <p>(商号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第2条 当会社は、以下の事業を営むことを目的とする。 <u>1. ~ 11.</u> (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 <u>株式</u></p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約券の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 (条文省略) 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で掲示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第1章 <u>総則</u></p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 当会社は、以下の事業を営むことを目的とする。 <u>1. ~ 11.</u> (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(削除)</u> <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 <u>株式</u></p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。 3. (現行どおり)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数)	
第19条 当会社の取締役は、6名以内とする。	<p><u>第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、6名以内とする。</u></p> <p><u>2. 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p>
(新設)	
(選任方法)	
第20条 取締役は、株主総会において選任する。	<p><u>第20条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p>
2. ~3. (条文省略)	2. ~3. (現行どおり)
(任期)	
第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	<p><u>第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
(新設)	
2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	
(新設)	
(代表取締役及び役付取締役)	
第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	<p><u>第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知)	
第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	<p><u>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	

現行定款	変更案
<p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役<u>及び監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに<u>署名若しくは記名押印又は電子署名</u>する。</p>
<p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(監査役会の決議方法) <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
(監査役会の議事録) <u>第36条 監査役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。</u>	(削除)
(監査役会規則) <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(削除)
(報酬等) <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(監査役との責任限定契約) <u>第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(常勤の監査等委員) <u>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会の招集通知) <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会の決議方法) <u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(新設)	(監査等委員会の議事録) <u>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</u>
(新設)	(監査等委員会規則) <u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第6章 会計監査人 <u>第40条～第41条 (条文省略)</u>	第6章 会計監査人 <u>第36条～第37条 (現行どおり)</u>

現行定款	変更案
第7章 計算	第7章 計算
<p>第42条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第38条～第41条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u> <u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>第1条 第24期定期株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(電子提供措置に関する経過措置)</u> <u>第2条 変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更後第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但し書きに規定する改正規定の施行日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条はなお効力を有する。</u> <u>3. 附則第2条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>